

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成27年 6月30日
【会社名】	中山福株式会社
【英訳名】	NAKAYAMAFUKU CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 石川 宣博
【本店の所在の場所】	大阪市中央区島之内一丁目22番 9号
【電話番号】	06 ( 6251 ) 3051 ( 代表 )
【事務連絡者氏名】	常務取締役企画本部長兼経営企画部長 森本 徹
【最寄りの連絡場所】	大阪市中央区島之内一丁目22番 9号
【電話番号】	06 ( 6251 ) 3051 ( 代表 )
【事務連絡者氏名】	常務取締役企画本部長兼経営企画部長 森本 徹
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 ( 東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号 )

## 1【提出理由】

平成27年6月25日開催の当社第69回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成27年6月25日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

- (1) 今後の事業多角化に対応するため、事業目的を追加するものであります。
- (2) 今後の事業拡大及び一層のコーポレート・ガバナンス体制強化のため、取締役員数を、12名以内から14名以内へ員数変更するものであります。
- (3) 取締役及び監査役が、その期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役会の決議によって法令の定める範囲で責任を免除することができる旨並びに業務執行取締役等でない取締役及び監査役との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定を新設するものであります。

第2号議案 取締役11名選任の件

取締役として、石川宣博、中山善郎、清水米一、滝本博生、片岡英俊、森本徹、多田広次、是枝定信、上住雅哉、櫻井義行及び柴田直子（社外）の11氏を選任するものであります。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役として、石川二郎氏（社外）を選任するものであります。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠監査役として、大西道成氏を選任するものであります。

第5号議案 退任取締役2名及び退任監査役1名に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって任期満了により取締役を退任されます中山博敏氏及び大西道成氏ならびに辞任により監査役を退任されます宮田道氏に対し、在任中の功労に報いるため、当社役員退職慰労金規程に基づき相当額の範囲において退職慰労金を贈呈するものであります。

第6号議案 役員賞与支給の件

当事業年度末時点の取締役11名及び監査役4名に対し、当事業年度の業績等を勘案して、役員賞与を総額22,370千円（取締役分18,900千円、監査役分3,470千円（うち社外監査役2名分920千円））支給するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案	162,319	1,899	-	(注)2	可決(98.84%)
第2号議案				(注)3	
石川宣博	163,532	686	-		可決(99.58%)
中山善郎	163,576	642	-		可決(99.61%)
清水米一	163,576	642	-		可決(99.61%)
滝本博生	163,576	642	-		可決(99.61%)
片岡英俊	163,566	652	-		可決(99.60%)
森本 徹	163,573	645	-		可決(99.61%)
多田広次	163,576	642	-		可決(99.61%)
是枝定信	163,566	652	-		可決(99.60%)
上住雅哉	163,576	642	-		可決(99.61%)
櫻井義行	163,576	642	-		可決(99.61%)
柴田直子	163,711	507	-		可決(99.69%)
第3号議案				(注)3	
石川二郎	161,620	2,598	-		可決(98.42%)
第4号議案				(注)3	
大西道成	161,736	2,482	-		可決(98.49%)
第5号議案	141,079	9,535	-	(注)1	可決(93.67%)
第6号議案	163,380	838	-	(注)1	可決(99.49%)

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以上